別記第4号様式（第4条関係）

煙火消費場所状況チェックリスト

大会名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

点検責任者氏名　　　　　　　　　　　　　　　確認時刻　午前・後　　　時　　　分

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 内容 | 適 | 否 | 措　置 | 点検者 |
| 消費場所の位置 | 保安距離は適正か。 |  |  |  |  |
| 煙火置場、打揚場所及び仕掛煙火は配置図（申請）とおりの位置か。 |  |  |  |
| 筒の設置場所 | 打揚筒の設置場所の地盤が軟弱で発射振動により沈下したり、傾くおそれがないか。 |  |  |  |  |
| 足場は滑りやすくないか。傾斜地等無理な姿勢で行うことはないか。 |  |  |  |
| 筒の設置方法 | 筒を湿った荒縄等により、筒1本ごとに２箇所以上堅固に固定されているか。 |  |  |  |  |
| 筒はきれいに清掃され、損傷又は変形がなく、紙筒は吸湿等の異常はないか。 |  |  |  |
| 煙火置場の場所 | 設置場所が軟弱又は多湿の場合、下に枕木、木板等を敷く等の措置を講じているか。 |  |  |  |  |
| 打揚筒等の設置場所から20ｍ以上離れているか。 |  |  |  |
| 煙火置場の構造 | 消費中の煙火の出し入れ、火薬の計算等がある場合、煙火置場を設置しているか。 |  |  |  |  |
| 火の粉等が容易に進入しない構造か。 |  |  |  |
| テント張りの場合、その生地は難燃性又は防炎措置を施してあるか。 |  |  |  |
| テントの垂れは、地面に十分到達する長さか。また、地面とのすきまはないか。 |  |  |  |
| 置場内は確実にふたのできる容器で、かつ、厚手のシート等で十分覆っているか。 |  |  |  |
| 出入口は打揚筒等の設置場所と反対方向か。 |  |  |  |
| 車両を煙火置場とする場合、エンジンを停止し、車両を固定させてあるか。 |  |  |  |
| 煙火置場の周囲には「立入禁止」、「火気厳禁」等の警戒標示がなされているか。 |  |  |  |
| 船上での煙火消費で、筒から20ｍ未満にある煙火置場には適切な防護措置をしているか。 |  |  |  |
| 煙火玉、打揚煙火等 | 煙火玉の導火線の吸湿又は損傷はないか。  また、煙火玉等に異常はないか。 |  |  |  |  |
| 打揚薬は規定どおり適量であり、適切な装てん方法か。また、入れ忘れはないか。 |  |  |  |
| 打揚火薬は吸湿していないか。 |  |  |  |
| 筒から20ｍ未満での点火の場合、畳床等の防護措置がなされているか。 |  |  |  |
| 筒から５ｍ未満での点火の場合、他の点火者の筒から２ｍ以上離れているか。 |  |  |  |
| 煙火の収納容器の位置、ふた、おおい等の防護方法は適切か。 |  |  |  |
| 点火者の人数に対応した数か。また、申請書記載従事者に変更はないか。 |  |  |  |
| 電気点火、配線、点火器の能力及び全抵抗値について問題はないか。 |  |  |  |
| スターマイン | 全体の重量を増やし、杭、土のう等で全体を安定させているか。 |  |  |  |  |
| 枠物等 | 固定は確実か。 |  |  |  |  |
| 滝又は枠仕掛から20ｍ以内で他の煙火を消費する場合、関係人は、滝又は枠仕掛から20ｍを超える距離をとっているか。 |  |  |  |
| 小型煙火 | 周囲を緊縛し、固定されているか。 |  |  |  |  |
| 運搬途中 | ふた、防火シート等の覆いを十分してあるか。 |  |  |  |  |
| 火災予防等 | 事故が発生した場合の措置が定められ、徹底されているか。 |  |  |  |  |
| 消費場所の周囲に可燃性の物はないか。消火用水等は設置されているか。 |  |  |  |
| 盗難防止 | 火薬類を存置している間の見張りは万全か。 |  |  |  |  |
| 警戒体制等 | 申請どおりに立看板及び見張り人が配置されているか。 |  |  |  |  |
| 立入禁止区域内に人が入り込んでないか。 |  |  |  |
| 警備本部と、打揚現場及び警備員との連絡手段が確保されているか。 |  |  |  |
| 黒玉の有無 |  |  |  |  |  |